

最終更新日: 2016年2月1日

小津産業株式会社

代表取締役社長 今枝 英治

問合せ先: 常務取締役経営企画室長 稲葉 敏和

証券コード: 7487

<http://www.ozu.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、法令順守と企業理念の実践を常に念頭に置き、透明性、健全性を最優先した経営を行い、また安全と安心を社会に提供することの重要性および何事も正直に取り組むことについて、全社員に周知徹底いたしております。いかなる環境におきましても株主価値を重視し、経営チェック機能の充実に最大限に注力し、持続的成長と中長期的企業価値の向上に努めてまいります。また、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度】

当社は、平成27年5月期定時株主総会にて役員退職慰労金制度を廃止いたしました。当社は、当社経営陣の報酬につきまして、持続的成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬体系とすべく検討を開始しております。「小津」のブランドを継承し、長期的に安定した経営に適した報酬制度の導入により、グループ価値の最大化に資するよう制度設計を進めてまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】

平成26年度に開催された計16回の当社取締役会への取締役の出席率は99%であり、当社グループの経営戦略やコーポレートガバナンス、設備投資等の様々な経営課題、業務執行について、積極的な発言、活発な議論が行われました。しかしながら、取締役会の実効性についての分析・評価は現時点では十分とは言えず、今後、評価基準の検討を含め、より実効性の高い取締役会実現に向けての取組みを充実してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況ならびに当社のコーポレートガバナンスに関する枠組みや運営方針、企業理念や経営方針等を示した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を取締役会で決議し、当社ホームページにおいて開示しております。以下の各原則への対応は当基本方針をご参照ください。

※コーポレートガバナンスに関する基本方針のURL: <http://www.ozu.co.jp/corporate/index.html>

【原則1-4 政策保有株式】

【原則1-7 関連当事者間の取引】

【原則3-1 情報開示の充実】

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委託の範囲】

【補充原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

【補充原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、取締役の選任方針】

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価、結果の開示】

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングについての方針】

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社小津商店	2,546,776	30.45
小津取引先持株会	357,700	4.28
日本製紙株式会社	197,650	2.36
今井 武一	169,821	2.03
小津産業従業員持株会	143,260	1.71
別府 清一郎	137,790	1.65
旭化成せいり株式会社	117,700	1.41
株式会社みずほ銀行	117,000	1.40
株式会社三井住友銀行	110,000	1.32
日本製紙クレシア株主会社	96,300	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の筆頭株主である株式会社小津商店は、平成27年5月31日現在、当社議決権の30.45%を保有しております。従って、同社は、有価証券上場規程における当社の支配株主等(その他の関係会社)に該当いたします。

同社は主に不動産賃貸業を行っており、同社と当社グループとの間には不動産の賃貸借取引がありますが、その取引は近隣家賃相場と同等金額での契約となっております。これ以外に同社との事業の関連性は少なく、重要な営業上の取引および金銭貸借関係も存在しません。

なお、当社の取締役2名が、豊富な経験や見識を経営に活かすために同社の取締役を兼務しておりますが、上記の状況から当社の支配株主等からの独立性は確保されていると認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
穴田 信次	他の会社の出身者											
山下 俊史	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
穴田 信次	○		長年にわたり証券会社の業務ならびに取締役・監査役として経営に携わってこられた豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般への助言を頂くとともに、業務執行に対する監督機能の一層の強化と経営の透明性を高めるため社外取締役として選任し、独立役員に指定しております。
山下 俊史	○	——	長年にわたり流通業界の業務ならびに経営に携わってこられ、商品流通や品質管理に対する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般への助言を頂くとともに、業務執行に対する監督機能の一層の強化と経営の透明性を高めるため社外取締役として選任し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の人数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査体制・監査計画・監査実施状況などについて、状況報告、意見交換の機会を設けており、相互の監査実施状況および監査の結果についての認識を共有し、必要な連携を図っております。また、内部監査室が業務遂行や会計処理の妥当性等について監査を行っており、監査役および会計監査人と必要な情報の共有を行っております。

さらに、監査役は、内部監査室が行う実地監査に同行するとともに、内部監査結果の報告を受けるなど、連携を密にしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
城見 浩一	公認会計士													
松田 繁	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
城見 浩一			公認会計士および税理士としての専門的な見地から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための助言をいただくことを期待して、社外監査役として選任しております。
松田 繁	○		公認会計士および税理士としての専門的な見地から、取締役会・監査役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための助言をいただくことを期待して、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社の取締役は、株主からの信任によって選任され、当社グループの企業価値の最大化を目的として経営に当たることが自己の責務であることを常に認識しております。そのため、会社の経営成績、担当する部門の業績に強い責任を持つとの会社方針の下、その成績により報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年5月期における取締役の報酬等の総額は、支給人員7名に対して143,584千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、各取締役の職責と経営への貢献度に応じた報酬、ならびに役位に応じた報酬、および会社業績と担当する部門業績や各取締役の成果に連動して算定する報酬とを組み合わせることを基本とし、あらかじめ株主総会で承認された枠内において取締役会で決定します。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係については、以下のとおりであります。

社外取締役は、取締役会等を通じ、会計監査および内部監査の状況を把握し、必要に応じて意見の交換を行うなど相互連携を図っております。社外監査役は、会計監査人や内部監査室と意見交換をして情報収集を行うほか、内部監査室に調査等を依頼し報告を受けるなど相互連携を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、業務執行上の最高意思決定機関といたしまして取締役会が毎月1回執り行われており、経営の基本方針や法令・定款で定められている事項ならびに経営に関する重要事項の承認・決定がなされております。

その他の業務執行上の重要な機関といたしまして、取締役、常勤監査役および執行役員が出席するボードミーティングを毎月3回程度執り行っております。機動性に富んだ業務執行が可能となるよう、重要事項についての意見交換や、コンプライアンスおよびリスク管理に関する情報収集等を行い、経営環境の変化に迅速に対応しております。

また、当社では、監査役会制度を採用しております。監査役会は、3名で構成されており、うち2名は社外監査役であります。随時監査役会が執り行われているほか、監査役全員が取締役会に出席して取締役の職務の執行状況の監査を行い、かつ広範にわたる業務の監査を実施いたしております。従いまして、取締役の職務執行を監視するに足り得る体制となっております。

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人を選任しており、決算時に限らず平時の専門的なアドバイスや指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年8月27日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役1名を選任し2名を置く体制といたしました。従来以上に幅広い視点から経営の透明性、客観性、監視機能を一層高めることを目的として、現状の体制を採用しております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知を当社のホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	下記の当社ホームページに、決算短信や適時開示情報、コーポレート・ガバナンスに関する情報を掲載しております。 http://www.ozu.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室長を情報取扱責任者とし、総務部が経営企画室および財務部と連携しIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「小津グループ企業倫理に関する方針」を制定しており、株主や取引先等のステークホルダーを尊重する企業理念を当社グループの全役職員に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、環境保全への取り組み「小津EMS」のもと環境方針を定めており、環境保全に対する意識を持って全役職員が業務に取り組んでおります。 また、当社グループの総務担当で構成されたCSRチームが、当社グループ役職員の高い倫理性とコンプライアンス意識を持った行動の実践のために、役職員に対する教育および啓発に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり取締役会で決議し取り組んでおります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、当社グループ役職員の行動規範として「小津グループ企業倫理に関する方針」を設け、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めている。
 - (2) この徹底を図るため、当社グループ各社の総務担当で構成するCSRチームを設ける。同チームは、社長を責任者とする。
 - (3) 同チームは役職員に対する教育および啓発に取り組むとともに、職員の通報窓口を当社の総務部に設置するほか、外部の専門機関に直接通報できる体制もとる。また、モニタリングを内部監査室が担当し実効性を高める。
 - (4) これらの活動は、同チームから定期的に取締役会および監査役会に報告する。
 - (5) 反社会的勢力が当社グループにアプローチし、法令もしくは定款に適合する職務の執行を脅かすときは、CSRチームの管理下において当社グループ全体でこれを排除し、不当要求などには一切応じないものとする。
 - (6) 内部監査室は、当社グループ各社の業務について正確性、正当性、合理性の観点から監査を実施する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存し管理する。
 - (2) 取締役および監査役は、文書管理規程により必要に応じこれらの文書等を閲覧できるものとする。
 - (3) 内部監査室は、保管責任者と連携の上、文書等の保存および管理状況を監査する。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社グループの持続的な発展を可能とするため、想定される企業リスクに迅速かつ適切に対処するリスク管理体制を、CSRチームを核として、次の通り構築する。
 - (2) 同チームは、当社グループにおける想定リスクを基に危機管理規程の制定および具体的な対応方法を示したマニュアルの作成を行う。その上で、当社グループ内での周知徹底を図り、その実効性を高めるものとする。
 - (3) 同チームは、当社グループ各社間で連携を図り、日常的なリスク監視に努めるとともに新たな想定リスクへの対応方法を整備する。
 - (4) 当社グループの経営、事業に重大な損害を与える不祥事、事態が発生した場合は、当社社長を本部長とする対策本部を設置し速やかに必要に対応を図る。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社取締役会は当社グループ役職員が共有する全社的な目標として、3事業年度を期間とする中期経営計画および年度予算を策定し、職務執行を担当する取締役等は目標達成のために注力する。
 - (2) 目標達成の進捗状況管理は、取締役および執行役員を構成員とする営業会議ならびに取締役会による月次業績のレビューによって行い、必要な審議または決定を諸規程に基づき行う。
 - (3) 取締役は、委任された事項について、組織規程および職務権限規程等の一定の意思決定ルールに基づき職務執行する。また、取締役会は職務執行の効率化のため、随時必要な決定を行うものとする。
 - (4) 内部監査室は、当社グループの経営方針に基づいた運営および管理状況を監査する。
 - (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制について、当社は当社グループ各社の発展と相互利益の促進を図るため「関係会社管理規程」を定め、各社の経営方針を尊重しつつ必要に応じ、取締役および監査役を各社へ派遣し、兼務させることにより、各社の業務及び取締役等の職務執行の状況について当社の取締役会に報告する体制としている。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室があたる。
 - (2) 内部監査室は、監査役から要望された事項の情報収集および調査を監査役の指揮・命令に従って行い、その結果を監査役に報告する。
 - (3) 内部監査室所属の使用人の任命、異動、人事考課、賞罰については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
 - (4) 当該使用人が他部署を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
6. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社グループ各社の取締役および使用人等は、法定の事項、当社および当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事項ならびに内部監査の実施状況等を監査役に報告する。
 - (2) 監査役が職務の遂行に必要な情報の提供を求めた場合には、迅速かつ適切に報告する。
7. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は監査役への報告を行った当社グループ各社の取締役および使用人等が、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うこと禁止し、その旨を当社グループ役職員へ周知徹底する。
8. 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 当社は監査役が職務の執行において監査役会が認める費用について、毎年一定額の予算を計上する。
9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査の実効性を確保するため、取締役との定期的な意見交換を行うほか、重要な社内会議に出席するなど、監査役監査の環境整備に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループ役職員の行動規範を定めた「小津グループ企業倫理に関する方針」に基づき、高い倫理性とコンプライアンス意識をもった行動の実践に努めており、暴力団をはじめとする反社会的勢力との関係遮断のため、様々な取り組みを行っております。

また、取締役会で決議された「内部統制基本方針」において、反社会的勢力からの不当要求等には一切応じないことを定めており、反社会的勢力との関係を遮断し企業防衛を図るとともに、反社会的勢力の排除という企業としての社会的責任を認識し、企業としての姿勢を当社グループの役職員へ周知徹底しております。

反社会的勢力からの不当要求等があった場合、当社グループの総務担当で構成されるCSRチームを統括機関として、経営トップ以下組織全体として対応することとしており、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則した対応を行うとともに、役職員等の安全確保に努めることとしております。

なお、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し情報収集・提供や研修・講習の受講等を行っているほか、平素より警察当局や弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力からの不当要求等に対して備えるとともに、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示の基本的な姿勢

当社は、すべてのステークホルダーに対する情報開示と説明責任を果たすため、発信すべき企業情報は適時かつ適切に発して経営の透明性を高めてまいります。

この基本姿勢は、当社グループがすべての役職員に配布し遵守することを求める「小津グループ企業倫理に関する方針」の中に定めて動かざる指針としており、重点的に社内への周知徹底を図っております。

2. 適時開示に関する社内体制

(1) 情報取扱責任者および開示担当部署

当社における情報取扱責任者は、経営企画室長であります。また、開示担当部署は経営企画室、財務部と連携しながら総務部が担っております。

(2) 決定事実に関する情報開示

取締役会で決議される事項については、情報取扱責任者の指示により、有価証券上場規程および有価証券上場規程施行規則等に照らし合わせて総務部が開示の必要性を確認し、適時開示が必要な情報については速やかに開示を行います。

(3) 発生事実に関する情報開示

重要な事実が発生した場合には、当該事実が発生した部門あるいは子会社の責任者から情報取扱責任者に速やかに報告がなされ、その情報が開示すべき重要事実該当するか否かを総務部が確認し、適時開示が必要な情報については、取締役役に確認を求めると共に開示を行います。

(4) 決算および業績予想に関する情報開示

財務部が作成する決算短信および有価証券報告書、また経営企画室が取りまとめる業績予想は、取締役会で決議される前に経営企画室、財務部および総務部が連携してその記載内容を確認し、適切な決算情報の開示に必要な体制を取っております。

(5) 適時開示に関する助言

当社の取締役会には監査役が必ず出席しており、取締役役意思決定および適時開示の業務執行に関する専門的な意見を述べるなど、コーポレートガバナンスの一層の充実に寄与しております。

3. 適時開示業務を執行するための機関および会議体

当社が適時開示の体制を維持するための機関といたしましては、定例および臨時に開催される取締役会のほか、取締役、常勤監査役および執行役員がメンバーとなり毎月2〜3回開催するボードミーティング、また全社員が集まって取締役から直接情報伝達と共に指導を受ける月例連絡会があります。

また、当社グループ間の情報を伝達する手段として、グループ各社の総務担当で構成するCSRチームが機能しており、開示対象情報が速やかに情報取扱責任者に収集するよう、日常の社内情報を網羅する仕組みを構築しております。

【参考資料:コーポレート・ガバナンス体制模式図】

